

令和2年4月23日



地域安全情報

(犯罪の起きにくい社会づくりのために)

発信者：宮崎県警察本部生活環境課
(代) 0985-31-0110

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に 便乗した悪質商法に気をつけましょう!!

新型コロナウイルスに対する効果をうたった商品に注意

新型コロナウイルスに対する効果をうたった医薬品や健康食品などを広告・販売する事案が確認されています。

現在のところ、新型コロナウイルス感染の予防・治療に有効な薬品や成分は確認されていません。

「コロナに効く」とうたった商品は、効果に何の根拠もない商品ですので、購入しないようにしましょう。

身に覚えのない商品が送られてきたら

宮崎県内においても、注文した覚えのないマスクが送られてくる、いわゆる送り付け商法に関する相談が寄せられています。

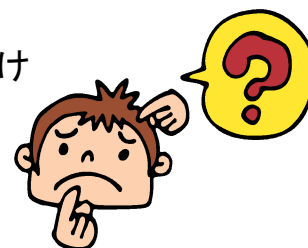
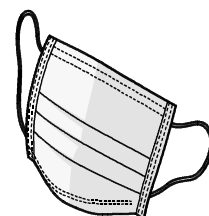
また、今後は、マスクだけに限らず、消毒液などの衛生関連商品が送り付けられることも懸念されます。

もし、注文した覚えのない商品が送られてきたら、その受け取りを拒否してください。

受け取ってしまった場合は、

- 代金を支払わない
- 送り主に連絡しない
- 受け取った商品は使用せず保管する

ようにして、すぐに最寄りの警察または消費生活センターに相談してください。



困ったときは

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う悪質商法には、ほかにも、

○ 新型コロナウイルスに関連した投資の勧誘
○ マスクなど衛生関連商品の品薄、価格高騰に乗じた粗悪品の販売など、様々な手口が考えられます。

新型コロナウイルス関連に限らず、悪質商法で困ったときは、最寄りの警察または消費生活センターに通報、相談してください。